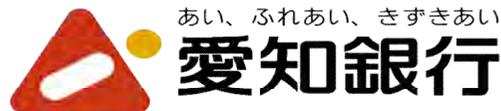


コーポレートガバナンス態勢の 整備について

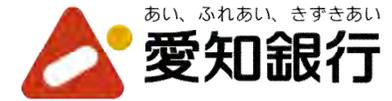
～ 持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るために ～

2017年3月1日(水)

株式会社 愛知銀行
取締役頭取 矢澤勝幸

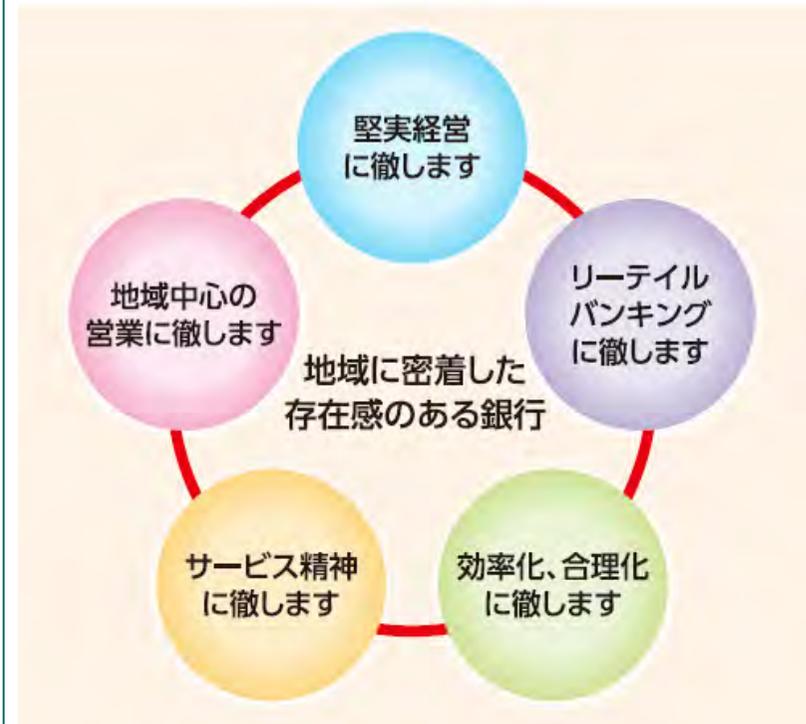


当行の概要(平成28年9月末/単体)



- 本店所在地 名古屋市中区栄3-14-12
- 創業 明治43年9月17日
- 資本金 180億円
- 総資産 3兆 124億円
- 預金 2兆7,243億円
- 貸出金 1兆6,995億円
- 自己資本比率 11.69%
- 店舗数 106か店
(県内 98・県外 8)
- 従業員数 1,709名

<経営理念>



目次

I. 機関設計

- 監査等委員会設置会社制度導入の背景 …4
- 移行の目的とメリット ……5
- 監査役会と監査等委員会の比較 ……6
- モニタリング・モデルを志向したガバナンス体制 …… 7
- 当行のガバナンス態勢の変遷 …… 8
- 人事委員会と報酬委員会 ……9

II. 取締役会の構成と運営

- 取締役会の構成 ……11
- 取締役会の運営状況 ……12

III. 監査等委員の活動状況

- 社外監査等委員の活動状況 …… 14
- 内部監査部門からのレポート・ラインの確立 ……16
- サポート体制 ……17

IV. コーポレートガバナンス・コードへの対応

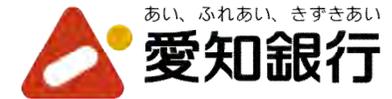
- コーポレートガバナンス・コードへの対応…19
- 取締役会の実効性評価 ……20
- 投資家との対話 ……21

参考資料

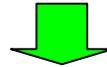
- コーポレートガバナンス体制 概念図 ……23

I 機関設計

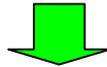
【監査等委員会設置会社制度導入の背景】



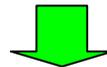
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上



コーポレートガバナンスの強化

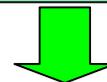


業務執行者に対する監督機能の強化を目的とした、社外取締役の積極的な活用



◆既存制度に対する指摘

- ①監査役の監査機能の限界（監査役は取締役会での議決権を有していない。）
- ②監査役会設置会社
→社外監査役に加えて社外取締役を選任するための負担
- ③指名委員会等設置会社
→取締役候補者の指名や取締役・執行役の報酬の決定を委ねることの抵抗感



監査等委員会設置会社制度の導入

【移行の目的とメリット】

監査役会設置会社 → 監査等委員会設置会社

(1) 業務執行者に対する監督機能の強化

今までのように、業務監査のみならず経営評価の権限も有する。

コーポレート
・ガバナンス
態勢の充実

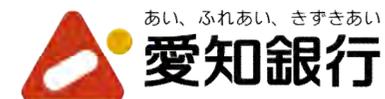
(2) 業務執行の意思決定の迅速性・機動性の向上

重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することで、監督と執行を分離。

経営の
効率アップ

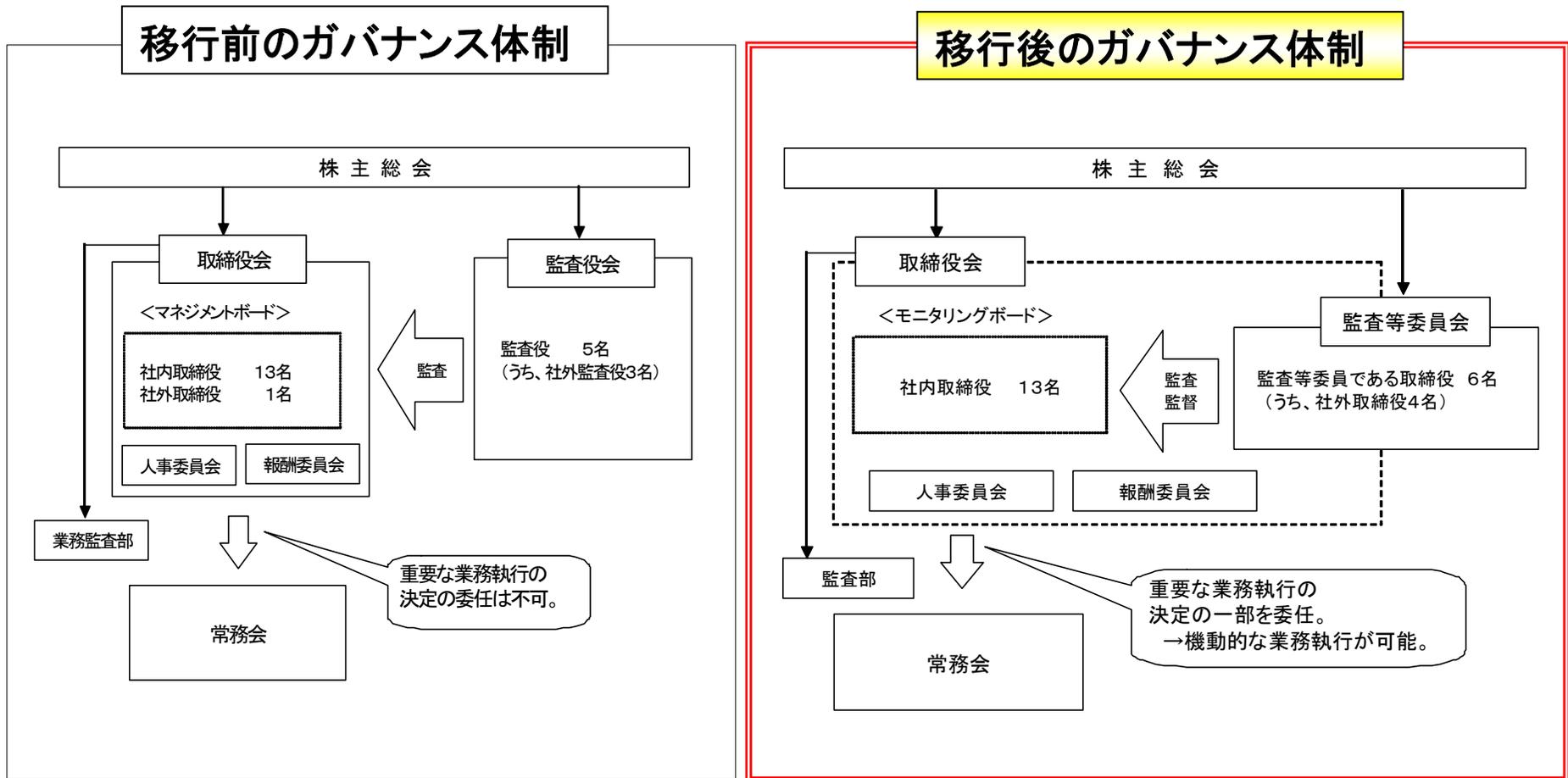
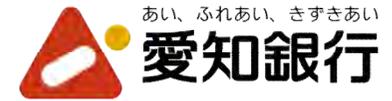
更なる
企業価値の向上

【監査役会と監査等委員会の比較】



| | 監査役会 | 監査等委員会 |
|-------------|---------------|-----------------------------|
| 役 割 | 取締役の職務執行の監査 | 取締役の職務執行の監査、監督 |
| 構 成 員 | 監査役 | 取締役 |
| 法定の員数(うち社外) | 3名以上(半数以上) | 3名以上(過半数) |
| 任 期 | 4年 | 2年 |
| 常勤の選定 | 1名以上の常勤監査役が必要 | 選定義務なし (※当行は常勤の監査等委員を選定) |
| 取締役会の議決権 | 議決権なし | 議決権あり |
| 監査の対象 | 適法性監査 | 適法性監査 妥当性監査 効率性監査 |
| 人事委員会・報酬委員会 | 設置は任意 | 設置は任意 |
| 株主総会での意見陳述権 | なし | あり |

【モニタリング・モデルを志向したガバナンス体制】



【当行のガバナンス態勢の変遷】

ガバナンス態勢の強化・充実への歩み

| 時期 | 内容 | 目的 |
|--------|--------------------|------------------------------------------------------------------|
| 平成24年度 | ・ストックオプションの導入 | ・役員業務遂行意識の向上 ・役員報酬制度の透明性向上 |
| 平成25年度 | ・社外取締役の新規選任 | ・経営管理態勢の一層の強化 |
| 平成27年度 | ・任意の人事委員会、報酬委員会の設置 | ・取締役候補者の選定、取締役の報酬等の決定に係る透明性・客観性の確保 ・業務執行者に対する監督機能の強化 |
| 平成28年度 | ・監査等委員会設置会社へ移行 | ・業務執行者に対する監督機能の強化 ・業務執行の意思決定の迅速性・機動性の向上 ・取締役会機能の独立性・客観性の確保 |

【人事委員会と報酬委員会】

設置の目的

◆社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する決定のプロセスの透明性・客観性・公正性の強化

| 名称 | 全委員 | 委員長 | 役割 |
|-------|---------|-------|---------------------------------------|
| | 構成内訳※ | | |
| 人事委員会 | 取締役5名 | 社外取締役 | 取締役候補者の選任・解任、代表取締役及び役付取締役の選定・解職について協議 |
| | 社内2、社外3 | | |
| 報酬委員会 | 取締役5名 | 社外取締役 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等に係る事項について協議 |
| | 社内2、社外3 | | |

※各委員会への重複就任可

Ⅱ 取締役会の構成と運営

【取締役会の構成】

取締役会

取締役会長 1名

取締役頭取 1名

常務取締役 5名

取締役 6名

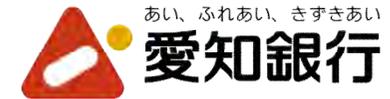
監査等委員

取締役 常勤監査等委員 1名

取締役 監査等委員 1名

取締役 監査等委員(社外) 4名

【取締役会の運営状況】



- **資料の事前配布**
活発な意見が出されるよう、全取締役に対して議案書を事前に配布。
- **議案の事前説明**
職務執行に対する監督機能を強化するため、必要に応じて監査等委員会に対して、取締役会議案について各担当部による事前説明を実施。
- **審議時間**
常務会に業務執行の決定の一部を委任したことにより取締役会議案は減少し、積極的な議論がなされるようになり、議案によっては審議時間が長くなった。
- **社外監査等委員に対し、アンケート調査を実施**

Ⅲ 監査等委員の活動状況

【社外監査等委員の活動状況－1】

(1) 重要な会議への参加

- ①取締役会(毎月)
決議事項の適法性、妥当性
- ②監査等委員会(毎月)
監査に関する意見の形成
- ③経営管理委員会(毎月)
経営計画、総合予算の進捗状況等
- ④営業会議(随時)
各種営業目標の妥当性、進捗状況等
- ⑤支店長会議(年2回)
経営方針、中期経営計画等との妥当性
- ⑥人事委員会・報酬委員会
取締役候補者の選定、取締役の報酬等の決定に関する妥当性

(2) 業務の監査

- ①本部各部監査(年2回)
各部の方針・目標、課題・リスクへの取組状況等
- ②営業店往査(随時)
本部方針の浸透度合、コンプライアンス態勢等
- ③監査部 監査講評立会(随時)
内部管理体制等の確認

(3) 役付取締役との意見交換会の実施(年1回→年2回)

- ①経営戦略・経営課題について意見交換

【社外監査等委員の活動状況－2】

(4) 内部監査部門等との連携

① 監査部との連絡会議(毎月)

各店の監査結果、実態等について意見交換

② コンプライアンス・リスク統括部との連絡会議(毎月)

コンプライアンス違反事例、苦情・相談等について意見交換

(5) 会計監査人との連携

① 監査・四半期レビュー計画説明(年1回)

監査法人より監査、レビュー計画について報告を受ける

② 連結対象会社監査役会議(年2回)

各社目標の進捗状況、各種情報の共有等

③ 四半期毎の監査結果報告(年3回)

監査法人より監査結果について報告を受ける

(6) 株主との対話

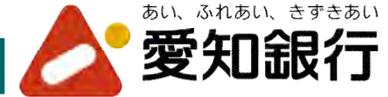
① IR・CRへの参加(随時)

(7) 各種外部会議・研修等への参加

① 監査役協会、第二地銀協会、あずさ監査法人等が開催するセミナー等への参加

※下線は監査等委員会設置会社移行後、新たに出席・参加等することとなった職務

【内部監査部門からのレポート・ラインの確立】

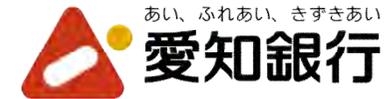


- 監査計画は、監査等委員会に報告の上、取締役会で承認。
- 監査結果等に関する報告は、監査部長が毎月の連絡会議で報告し、意見交換を実施。
- 監査等委員会は、必要に応じて、内部監査部門に調査を依頼することができる。



社外取締役の監督機能を強化するため、内部監査を通じて、経営実態に関する客観的な情報提供が可能な体制を構築。
社外取締役が、内部監査の計画策定、実施、フォローアップに関与。

【サポート体制】



事務局の設置

監査等委員会事務局を設置し、事務局が対応窓口となり、監査等委員会をフォローするとともに、運営に関する事務を補助

補助者の配置

監査等委員会事務局内に、監査等委員会をサポートする専任の補助者（当行支店長職経験者）を設置

IV コーポレートガバナンス・コードへの 対応

【コーポレートガバナンス・コードへの対応】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定

基本的な考え方

- ①株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ②株主のみならず、役職員、顧客、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
- ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④監査等委員会設置会社制度の下、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、権限委譲による迅速な意思決定を行うことで、経営の効率化を高める。
- ⑤株主をはじめとするステークホルダーとの間で建設的な対話を行う。

コーポレートガバナンス報告書の開示(平成28.10.14現在)

エクスプレイン(説明)項目

●原則1-2-4(招集通知の英訳)

当行は、株主総会における株主の適切な権利行使を可能とするため、招集通知の英訳につきましても、海外投資家の比率を踏まえ検討した結果、次回の株主総会での実施を予定

【取締役会の実効性評価】

評価の進め方

- ①全取締役に対して、取締役会は職務の執行が「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に沿って運用されているかについて、具体的なチェック項目に対し5段階での点数評価及び自由回答形式での書面アンケート（無記名）を実施
- ②アンケート結果を総合企画部で取りまとめ、取締役会において、各取締役の自己評価を参考に議論し、取締役会全体としての合意を形成

コーポレートガバナンス報告書における開示

平成28年5月の取締役会において、平成27年度の実効性に関する分析・評価の審議を実施し、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認するとともに、今後さらなる充実を図るため、以下の課題に対処していくことを確認・共有しております。

- 当行は、取締役会の実効性を高めることを目的として、取締役会の構成、取締役会の運営、社外役員への情報提供等について、取締役および監査役全員を対象とした自己評価によるアンケートを実施し、平成27年度の実効性に関する分析・評価を行いました。
- 評価の集計および分析の結果、当行の実効性は確保されていることを確認しております。
- なお、当行は企業価値の最大化を目指し、監査等委員会設置会社へ移行することにとめない、取締役会決議事項を下位会議体等へ権限委譲を行うことで審議事項の見直しを図るとともに、取締役会資料の提供時期改善など、今後更なる審議の活性化と監査・監督機能の強化を図るための措置を講じる余地がないか検討し、必要な改善を実施してまいります。

【投資家との対話】

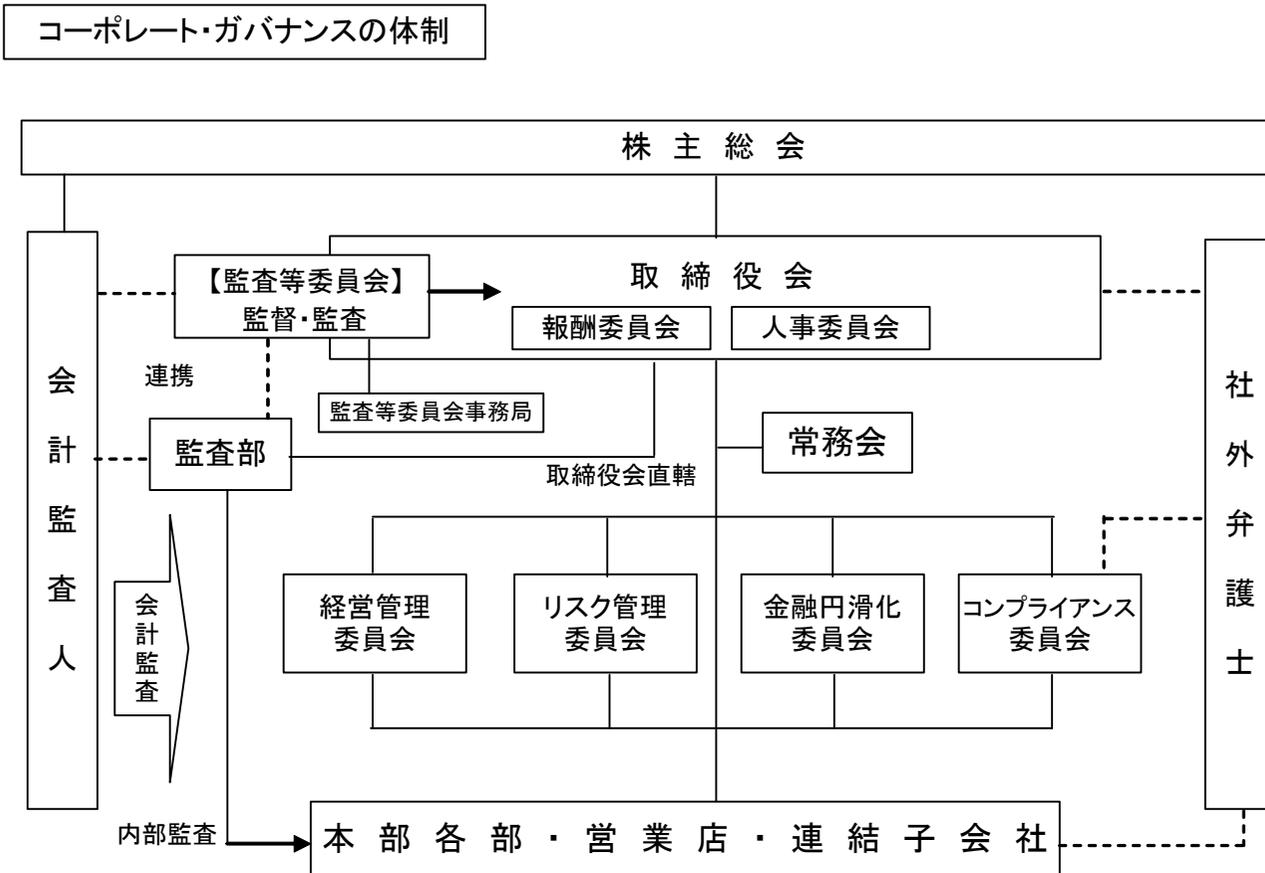
- 機関投資家向けIR(東京)
- 個人向けIR
- 実質株主に対する個別IR

大株主の状況

| 株主名義 | | 実質株主 | |
|------|--------------------------|----------------|--|
| 1 | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 〇〇〇〇信託銀行 | |
| ・ | | ◎◎◎◎信託銀行 | |
| ・ | | ◆◆◆◆アセットマネジメント | |
| 8 | 日本マスター信託銀行(株)(信託口) | △△△△アセットマネジメント | |

参 考 資 料

【コーポレートガバナンス体制 概念図】



ご清聴誠にありがとうございました。